



各 位

会 社 名 株式会社ミライト・ワン 代 表 者 代表取締役社長 中山 俊樹 (コード番号:1417 東証プライム) 問合せ先 取締役総務人事本部長 脇本 祐史 (TEL 03-6807-3111)

株主優待品の拡充および一部電子化の導入に関するお知らせ

当社は、以下のとおり株主優待品の拡充および一部電子化を導入することとしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、株主様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力をさらに高め、より多くの株主様に当社株式を中長期的に保有いただくことを目的として、株主優待制度を導入しております。

昨年実施いたしましたアンケート結果を踏まえ、幅広いニーズにお応えするため、優待品の選択肢を 拡充いたします。

また、株主優待制度の更なる利便性の向上および株主管理のDX(デジタルトランスフォーメーション)の促進、ペーパーレス化による環境保全への貢献等を目的として、従来のハガキでのお申込み方法に加え、株主優待品および申込方法等の電子化を導入いたします。

なお、基準日、保有株数および継続保有期間に対する各優待品の金額に変更はありません。

2. 変更の内容

項目	変更前	変更後
		[継続]
優待品	・QUOカード	◆QU0カード
	社会貢献活動団体への寄付	◆社会貢献活動団体への寄付
		[新設]
		●各種電子マネー
		(Amazon、waon、nanaco、appleの4種類)
		●『ミライト・ワン米』(5 kg)※
		※4、000円相当の優待品を受け取る権利のある
		株主様で、かつ、電磁的方法(スマートフォン等)
		でのお申し込みされた <u>先着150名様</u> が対象
		[継続]
申込方法	・招集通知に同封するハガキでの申込	◆招集通知に同封するハガキでの申込
		[新設]
		●電磁的方法(スマートフォン等)での申込
		※QUOカード及び寄付についても受付可能
		[継続]
申込期限	・通知から2週間	◆ハガキでの申込 ⇒ 通知から1か月間
		[新設]
		●電磁的方法(スマートフォン等)での申込
		⇒ 開始日から3か月間
QUOカード	基準日の属する年の7月中旬頃	・QUOカードは、基準日の属する年の8月末頃
発送時期		までに順次発送
		・各種電子マネーは、申込時から随時受取可能
		・ミライト・ワン米については11月中旬以降

※『ミライト・ワン米』とは、当社グループのSDGs・ESG活動の一環として、棚田の保全や生物多様性 の確保と地域に貢献する取組みである、耕作放棄地における「米づくり」に賛同し、当社グループ社員 がボランティアで田植えや稲刈りのお手伝いした棚田で収穫されたお米です。



田植え作業



稲刈り作業



天日干し



(参考) 当社HP: https://www.mirait-one.com/esg/environment/

3. 変更の時期

2024年3月31日現在(基準日)の株主名簿に記録された株主様を対象に上記変更を適用いたします。

■基準日、保有株数および継続保有期間に対する各優待品の金額

基準日	保有株式数	継続保有期間	優待品
毎年 3月31日	100株以上	1年以上	1,000円相当の <u>各種電子マネー</u> ・QUOカード
			または
			同等額の社会貢献活動団体への寄付
	500株以上	1年以上	2,000円相当の <u>各種電子マネー</u> ・QUOカード
			または
			同等額の社会貢献活動団体への寄付
	1,000株以上	1年以上 3年未満	3,000円相当の <u>各種電子マネー</u> ・QUOカード
			または
			同等額の社会貢献活動団体への寄付
		3年以上	4,000円相当の <u>各種電子マネー</u> ・QUOカード
			または
			ミライト・ワン米 (先着150名) (電磁的方法を選択いただいた株主様)
			(電域の)が伝え送が、たんで、たれ土体) または
			同等額の社会貢献活動団体への寄付

- (注) 1. 継続保有期間の判定は、3月31日を基準とさせていただきます。
 - ・1年以上保有とは、株主名簿基準日 (9月30日及び3月31日) の株主名簿に100株以上の保有が同一株 主番号で3回以上連続して記録されたことをいいます。
 - ・3年以上保有とは、株主名簿基準日 (9月30日及び3月31日) の株主名簿に100株以上の保有が同一株主番号で7回以上連続して記録されたことをいいます。
 - 2. 相続、株主名簿からの除籍等により株主番号が変更になった場合は、変更後の株主番号において継続して保有した期間により判定いたします。
 - 3. 寄付先となる社会貢献活動団体

ひとりでも多くの知的障害のある方々のスポーツ活動を支え、充実させるため、「スペシャルオリンピックスの活動」がより大きく広がる社会貢献の一助となるよう寄付先として「公益財団法人スペシャルオリンピックス日本」を選定させていただきます。

スペシャルオリンピックスとは、知的障害のある人たちに様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じ提供している国際的なスポーツ組織。

(公式ホームページ http://www.son.or.jp/ より)

以上